

労働保険委託事業主の皆様方へ  
(労働保険一括有期事業加入事業所)

## 労働保険年度更新手続きのご案内

2020年2月

〒733-0013  
広島市西区横川新町8番12号  
広島県建設労働組合保険事務組合  
TEL (082) 232-6238

拝啓、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
平素より、労働保険事務組合の運営につきましてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、例年のことですが既に参加している労働保険の年度更新(2019(平成31)年度の保険料の精算手続きと2020年度の概算保険料の申告)の時期が近づいてまいりました。

同封の記入例・注意事項等をお読み頂き、所定事項記入のうえ、期日までに

**地連・所属事務所**において更新手続きをしていただくようお願いいたします。

敬 具

### ※ 報 告 期 限 ※

- ◎ 一括有期事業報告書 5枚1組  
(昨年4月1日から本年3月31日までに終了する元請工事の報告)  
別紙 記入例参照  
報告書は同封(不足の場合所属窓口へ)
- ◎ 労働保険料一括有期事業算定基礎賃金等の報告 3枚1組  
(新年度請負工事見込額・特別加入者の報告)  
裏面 記入例参照

**3月 13日(金)**

**注意 日額変更は2/28まで**

- ※ 報告期限は厳守してください。
- ※ 更新されない場合も、必ず所属窓口にて期日までに所定手続きを……!

### 更新書類の記入方法

- ◆ 報告にあたっての留意点
  - 「一括有期事業報告書」は保険料を計算する基礎となるものですから、別紙記入例をご参照の上、誤りのないよう報告してください。
  - 「労働保険料一括有期事業算定基礎賃金等の報告」  
新年度工事見込額、及び、特別加入者等の報告をしていただきます。  
報告にあたっては裏面記入例参照の上、次のことに注意してください。

- 1 ①労働保険番号は封筒の宛名の下部記載の番号を記入。
- 2 ②は所属の地連・所属事務所を記入。

- 3 事業所住所、事業所名、事業主の氏名を記入・押印。
- 4 事業の概要は「木造家屋の建設工事」等、業種に応じて記入。
- 5 労働者の所定労働時間、労働者数は必ず記入。
- 6 ③年間工事請負見込み額は、新規の予定(税抜)見込工事金額に今年の確定で残った繰越工事金額とあわせたもの記入ください。  
★確定工事の有無にかかわらず必ず記入してください。
- 7 ④は中小事業主特別加入に加入される方の記入欄です。  
法人の場合、氏名、登記簿上の名称 個人事業の場合、氏名、事業主との関係(本人・長男等)を記入、生年月日、除染作業の有無も記入し、下記の「特別加入給付基礎日額表」を参照ください。(労働局の指導では収入に見合った希望する金額を選択。)
- 8 ⑤は特別加入者の業務又は作業の具体的内容を記入

**★日額変更は事前申請が必要です。**

○ **給付基礎日額変更** の場合、 **事前申請** が必要です。

2020年2月28日(金)迄に所属事務所迄連絡をお願いします。(届出書類記入・捺印)

**●日額変更の申請をされている方は、必ず変更後の日額をご記入ください。**

特別加入給付基礎日額表

(35業種 保険料率9.5/1000)

給付基礎日額	保険料	給付基礎日額	保険料
25,000円	<b>86,687円</b>	10,000円	<b>34,675円</b>
24,000円	<b>83,220円</b>	9,000円	<b>31,207円</b>
22,000円	<b>76,285円</b>	8,000円	<b>27,740円</b>
20,000円	<b>69,350円</b>	7,000円	<b>24,272円</b>
18,000円	<b>62,415円</b>	6,000円	<b>20,805円</b>
16,000円	<b>55,480円</b>	5,000円	<b>17,337円</b>
14,000円	<b>48,545円</b>	4,000円	<b>13,870円</b>
12,000円	<b>41,610円</b>	3,500円	<b>12,131円</b>

**※2018年4月1日より保険料率変更**

$$\text{特別加入保険料} = \text{給付基礎日額} \times 365 \times \text{労災保険率}$$

◆ 労働保険事務費徴収規程

労働保険一括有期事業加入事業所                   年 間   6,000円  
特別加入者1名につき                                   年 間   1,200円

◆ 工事台帳・賃金台帳・出勤簿・労働者名簿・労働契約書を整備しましょう。

- 工事台帳には工事期間、請負金額変更等の記入も必要で3年間の保管義務があります。
- 賃金台帳・出勤簿は労災保険給付の際の基礎になりますので明確に記入しましょう。
- 労働者を雇入れの場合は必ず「労働契約書」を取り交わし「労働者名簿」を備え付け保管しましょう。(※特に建前時等必ず)